

事務連絡

令和6年4月30日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部（局）御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども家庭ソーシャルワーカー研修の周知に関する御協力のお願いについて

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）で令和6年4月から施行された、認定資格であるこども家庭ソーシャルワーカーは、認定機関である、一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「認定機関」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定機関が行う試験に合格し、登録簿に登録を受けた者となっています。

この講習については、児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（令和5年こども家庭庁告示第14号）別表第一から別表第三までにより具体的な内容をお示ししたところですが、今般、認定機関により、基準を満たす講習により構成される研修（以下「こども家庭ソーシャルワーカー研修」という。）を実施する機関の募集及び認定が開始されており、今後、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講者が募集されることとなります。

貴自治体におかれましては、こども家庭ソーシャルワーカー研修に関し、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するという認定資格の創設の趣旨を踏まえ、関係機関に対して職員の積極的な受講の促進を図っていただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては管内市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 関係機関への周知（こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講）

こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講対象者については、別紙1「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日付けこ支虐第81号・こ成保第159号こども家庭庁支援局長・こども家庭庁成育局長連名通知。以下「通知」という。）により要件の具体的な内容を定めているほか、当該時点における指定施設の範囲をお示ししています。また、こども家庭ソーシャルワーカー研修や試験に関する情報は、認定機関の特設サイトにおいて随時更新されています。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）並びに市町村においては、管内の関係機関に対して職員の積極的な受講を促すため、特設サイト及び別紙2をご案内いただくとともに、その管理者等には受講者が円滑に研修を受講できる体制の確保を図っていただけるよう、周知への御協力をお願いいたします。

＜都道府県等へのご依頼事項＞

（周知いただく関係機関）

- 管内の全ての児童相談所
- 管内の全ての社会的養護関係機関（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所等）
- （都道府県等のこども家庭福祉分野以外の社会福祉部局を通じて）こども家庭ソーシャルワーカーの指定施設（別紙1の別紙に記載）に該当する施設・事業所等
- 管内の全ての市町村
- （管内市町村を通じて）こども家庭センター、保育所、地域子育て支援拠点

（周知いただく内容）

- 別紙2（こども家庭ソーシャルワーカー研修のご案内）を、関係機関内に掲示する又は関係機関の職員に配布していただく
- 関係機関の職員に、認定機関（一般財団法人日本ソーシャルワークセンター）の特設サイトをご案内いただく
<https://kodomo.jswc.or.jp/certification>
- 関係機関の管理者等に、受講者の勤務シフト上の配慮、代替職員の配置、受講者がオンラインでこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講できる環境の整備等、円滑に研修を受講できる体制の確保に努めていただく

2. 受講に係る財政支援（こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の活用）

別紙3及び4でお示ししている「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」による研修受講支援として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講者及びその者の勤務先である施設等に対し、研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費について補助を行うことが可能です。

令和6年4月23日には「令和6年度（当初予算分）児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」に関する事業計画書のご提出をお願いしておりますが、都道府県等及び市町村においては、当該事業の活用もご検討いただくなど、受講者が研修を受講しやすい環境の整備をお願いいたします。

＜都道府県等へのご依頼事項＞

- こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を活用の上で、特に**研修受講支援（受講者1人あたり補助基準額187～346千円（保有資格や実務経験による）の研修受講費等の2/3を補助）**については、是非ともご実施いただきたい

＜市町村へのご依頼事項＞

- 令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金による児童虐待防止対策支援事業実施要綱（別紙3）でもお示ししている通り、**研修受講支援（受講者1人あたり補助基準額187～346千円（保有資格や実務経験による）の研修受講費等の2/3を補助）**については、**市町村職員を対象とするもの**に限り、**市町村も実施主体となることが可能**であり、是非ともご実施いただきたい

3. その他

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）では、児童相談所における人材確保・育成等に向けた取組の一環として、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要とされており、研修の受講者数が評価のための指標の1つとされています。また、こども家庭ソーシャルワーカーは児童福祉司の任用の要件の1つであるとともに、「こども家庭センターガイドライン」について」（令和6年3月30日付けこ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）では、市町村こども家庭センターに配置される統括支援員の資格要件の1つにこども家庭ソーシャルワーカーが位置づけられており、将来の統括支援員への登用等も視野に、各年代層で資格取得者を養成していくことが望ましいとされています。

都道府県等及び市町村においては、こうした趣旨を踏まえて、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講について計画的な取組をご検討いただくようお願いいたします。

なお、こども家庭庁では今後、受講希望者の資格の取得促進のため、都道府県等における受講者数や財政支援の実施状況を公表する可能性があることを申し添えます。

○別紙 1

- ・「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和 6 年 3 月 18 日付けこ支庁第 81 号・こ成保第 159 号こども家庭庁支援局長・こども家庭庁成育局長連名通知）

○別紙 2

- ・こども家庭ソーシャルワーカー研修のご案内

○別紙 3

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）

○別紙 4

- ・こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の概要